

## 高額割引

契約時の基本保険金額が当社所定の金額※以上の場合、保険料を割り引きます。

※基本保険金額1,140万円以上/3,410万円以上/5,690万円以上。基本保険金額が大きくなるほど割引率が高くなります。

※基本保険金額の減額により、割引が適用されなくなる場合もあります。

## 指定代理請求制度のご案内

被保険者が受取人である保険金・給付金などについて、受取人が請求できない所定の特別な事情がある場合、指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金などを請求することができます。なお、指定代理請求人は契約者が被保険者の同意を得て、契約の申込時などにあらかじめ指定します。指定代理請求人を指定された場合には、指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどを、契約者から指定代理請求人にお伝えください。

※法人が保険金・給付金の受取人である場合には、指定代理請求人を指定できません。

※指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどは、「[ご契約のしおり](#)」「[約款](#)」をご覧ください。

## ご検討・ご契約の際に必ず確認いただく資料

### ● 法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

法人向け保険商品のご検討に際し、特にご留意いただきたい事項(商品特性や税務取扱など)について記載しています。

### ● 設計書 [契約概要]

保険商品の具体的な内容を理解いただくために必要な情報を記載しています。

### ● 注意喚起情報

契約申込の際に、特に注意いただきたい事項を記載しています。(保険金・給付金が支払われない場合などの、お客さまに不利益となる事項も含まれています)

### ● ご契約のしおり

商品のしくみ・内容、諸手続などの重要な事項を記載しています。

#### 【記載事項の例】

クーリング・オフ(契約申込の撤回など)/健康状態・職業などの告知義務/契約の解約と解約払戻金

### ● 約款

保険契約の内容(とりきめ)を記載しています。

### ◎ 生命保険募集人について

大同生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと大同生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの申込に対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。

◎ この商品は、31歳～75歳の方にご加入いただけます。

〈優良体割引特約について〉

◎ 優良体割引特約を付加した契約の基本保険金額が、減額により当社所定の金額に満たなくなった場合、この特約は消滅します。この場合、以後の保険料を優良体割引を適用しない保険料にあらためるとともに、当社の定めた方法によって計算した金額を払い込みいただくことがあります。

◎ この資料は、**2023年12月現在の商品内容・税制**に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ ご検討・ご契約にあたっては、「[法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと](#)」「[設計書 \[契約概要\]](#)」「[注意喚起情報](#)」「[ご契約のしおり](#)」「[約款](#)」を必ずご覧ください。

◎ 保険加入のご検討に際しては、公的保険制度などについてもご確認ください。

■ 公的保険について(金融庁HP)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



引受保険会社

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

<https://www.daido-life.co.jp/>

さあ、保険の新次元へ。

**T&D 保険グループ**

お問い合わせ先

大同生命コールセンター

**0120-789-501 (通話料無料)**

受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

2023年12月改訂

A-2023-0015(2023年10月26日) 1/4

帳票番号 70498(2023.11-60)DAI

**DAIDO 大同生命**

その安心で、企業とともに未来をつくる。

死亡

重大  
疾病

身体  
障がい  
状態

要介護  
状態

入院  
手術

この商品の保険料は一定要件のもと損金算入できませんが、「保険金」や「解約払戻金」などは益金に算入されるため、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。  
法人から役員などへの名義変更についても、原則、節税効果はありません。

## 合理的な保障で会社と家族を守る



タイプ

毎年減少するリスクに  
合わせた保障

小さな負担で  
大きな安心

当面の必要な  
保障を確保

Dタイプは、「死亡保障」などを目的とする商品です。

保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更などは、税務署などからも租税回避行為と認識される可能性があることから、お勧めしておりません。

**T&D**  
T&D保険グループ

2023年12月版